

議案第119号 小松島ステーションパーク設置条例を廃止する条例について

《改正の趣旨》

小松島ステーションパークを都市公園とし、小松島市都市公園条例に基づき管理することに伴い、現行、地方自治法上の「公の施設」の設置管理条例として制定されている本条例が不要となることから、これを廃止するもの。

小松島ステーションパーク設置条例

平成5年6月30日

小松島市条例第15号

(設置)

第1条 広く市民のやすらぎと健康の増進を図り、もって市民福祉の高揚に資するとともに魅力あるまちづくりに寄与するため、小松島ステーションパーク（以下「ステーションパーク」という。）を置く。

(名称、位置等)

第2条 ステーションパークの名称、位置及び主な施設は、別表第1のとおりとする。

(行為の禁止)

第3条 ステーションパークにおいては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) ステーションパークの施設等を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 児童等の安全な運動、遊びを妨げ、又は危険な運動等を行うこと。
- (3) 植木を伐採し、若しくは損傷し、又は植物を採取すること。
- (4) 土地の形質を変更すること。
- (5) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (6) はり紙、はり札類及び広告物を表示すること。
- (7) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (8) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又はとめおくこと。
- (9) たき火又は火気等をもって遊ぶ等これらに類する危険な行為をすること。

(10) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれのある行為をすること。

(11) その他ステーションパークの風致を害し、管理上支障があると認められる行為をすること。

(行為の制限)

第4条 ステーションパークにおいて次の各号に掲げる行為をしようとする者は、行為の目的、場所、時間その他必要な事項を記載した申請書を市長に提出して許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも同様とする。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 集会、展示会、音楽会、レクリエーションその他これらに類する催し等のため、ステーションパークの全部又は一部を独占して利用すること。

2 市長は、前項各号に掲げる行為が公衆のステーションパーク利用に支障を及ぼさないと認められる場合において、同項の許可を与えることができる。

3 市長は、前項の許可にステーションパークの管理上必要な範囲で条件を付することができる。

(利用の禁止又は制限)

第5条 市長は、ステーションパークの利用者の危険防止のため、区域を定め、利用を禁止し、又は制限することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第6条 ステーションパーク施設の使用許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用料)

第7条 ステーションパークの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第2に定める使用料（以下「使用料」という。）を納付しなければならない。

2 使用料は、前納とする。ただし、規則で定める事項は、この限りでない。

3 既納の使用料は、使用開始の3日前までに使用の取りやめの申出があった場合で相当の理由があると認められるとき、又は使用者の責めに帰することのできない理由で、その使用又は行為ができなかった場合その他市長が正当な理由があると認めた場合は、使用料の全部又は一部を還付することができる。

4 市長は、公益上その他必要と認める理由がある場合は、使用者の申請により使用料を減額し、又は免除することができる。

(監督処分)

第8条 市長は、次の各号の一に該当する者に対して、許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更すること、又は行為の中止、原状回復若しくはステーションパークからの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反している者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段により許可を受けた者

2 市長は、次の各号の一に該当する場合において、許可を受けた者に対し必要な措置を命ずることができる。

- (1) ステーションパークに関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) ステーションパークの保全又は公衆のステーションパーク利用に著しい支障が生じた場合
- (3) ステーションパークの管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

(原状回復の義務)

第9条 使用者は、使用が終わったとき又は使用許可を取り消されたときは、遅滞なく使用前の状態に復さなければならない。

2 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長がこれを行い、これに要した費用の額を使用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第10条 ステーションパークの施設等を損壊したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。

2 前項に規定する場合において、特別の事情があると市長が認めた場合は、市長は賠償すべき金額の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。

(事故の責任)

第11条 使用者又は利用者の事故については、小松島市の責めに帰すべき原因によるものでない限り、市長はその責めを負わない。

(届出の義務)

第12条 次の各号の一に該当する場合は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 使用者が使用に関して工事に着手し、完了し、若しくは使用を廃止し、又は原状に回復したとき。

(2) 使用者が住所、氏名又は名称を変更したとき。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則でこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年条例第10号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年条例第24号)

この条例は、平成26年6月1日から施行する。

附 則 (令和元年条例第26号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(小松島ステーションパーク設置条例の一部改正に伴う経過措置)

10 第8条の規定による改正後の小松島ステーションパーク設置条例別表第2の規定は、施行日以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

区分の名称	たぬき広場 SL 記念広場 物産広場 遊歩道 ・自転車道 ・歩行者道
位置	小松島市小松島町字網淵1番地の13他
主な施設	野外ステージ、人工滝、たぬき像、トイレ、複合遊具、蒸気機関車、ベンチ、クッション舗装、健康器具、植樹木、母子像、砂場、客車（ギャラリー）

別表第2（第7条関係）

ステーションパーク使用料

区分	単位		金額	備考
行商、募金その他これに類する行為をする場合	件	日	930円	
興業を行う場合	m ²	日	23円	
競技会、展覧会、音楽会その他これに類する行事を行う場合	m ²	日	23円	

付記 使用料の算出の面積が1平方メートル未満のときは、1平方メートルとする。